

07 戸籍制度が変わります～戸籍の広域交付などが始まります～

戸籍法の一部が改正され、令和6年3月1日から下記のとおり利用しやすくなります。

①戸籍・除籍証明書の広域交付

本籍地が田原市以外の方の戸籍・除籍証明書(謄本・全部事項証明書)の交付ができます。ただし、個人を対象としたものは交付できません。

【申請できる方】本人、配偶者、父母・祖父母(直系尊属)、子・孫(直系卑属)

※申請の際には必ず写真付きの本人確認書類が必要です。

※戸籍・除籍証明書には、申請できないものもあります。

内容	手数料
戸籍証明書	1通450円
除籍証明書	1通750円

※田原市が本籍の場合と同額



▶ 市民課 ☎23-3511

②戸籍届書時における戸籍証明書などの添付不要

本籍地以外で婚姻届を提出する場合など、戸籍証明書等の添付が原則不要となります。

③戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の交付

電子化された戸籍・除籍証明書を確認するためのパスワードの交付ができます。

※識別符号は令和6年度末から利用可能となる予定です。

【申請できる方】本人、配偶者、父母・祖父母(直系尊属)、子・孫(直系卑属)、代理人

※田原市以外の本籍地のものも交付できますが、個人のものや代理人への交付はできません。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから無料で発行することができるようになります。

内容	手数料
戸籍電子証明書提供用識別符号	1件400円
除籍電子証明書提供用識別符号	1件700円

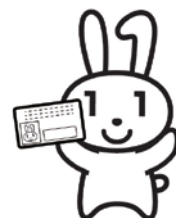


▲市HP

08 顔認証マイナンバーカードの運用が始まりました

マイナンバーカードの暗証番号の設定や管理に不安がある方が、安心してカードを取得し利用できるよう、暗証番号の設定を不要とした『顔認証マイナンバーカード』の運用を開始しています。

『顔認証マイナンバーカード』は、「健康保険証」や「本人確認書類」としての利用に限定したマイナンバーカードになります。



●利用できる／できないサービス

利用できるサービス	利用できないサービス
・健康保険証としての利用 ※訪問診療などは令和6年10月以降に対応 ・本人確認書類としての利用	・マイナポータル ・コンビニ交付 ・その他オンライン手続き(暗証番号の入力が必要なサービス)

●申請できる方

これからマイナンバーカードを申請・取得する方の他、すでにマイナンバーカードをお持ちの方も顔認証マイナンバーカードに切り替えることができます。

また、取得・設定後に通常の暗証番号を設定するカードへ戻すことも可能です。

※申請・切り替えなどは、代理人による手続きも可能です。



▶ 市民課 ☎23-3511

◀ 市HP

●取得方法

【これからマイナンバーカードを取得する方】

マイナンバーカードの申請・受け取りの際に受付窓口でお申し出ください。

【すでにマイナンバーカードをお持ちの方】

受付窓口にて随時手続きができます。

※代理人による手続きも可能です。

●申請受付場所

田原市役所市民課、渥美支所市民生活課、赤羽根市民センター

●その他

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには登録手続きが必要です。利用登録は、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーを利用して行ってください。